

医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン 2025年3月改定 主な変更点

	改定前	改定後
1 受入れ要件	<p>第1 基本的事項</p> <p>1 受入れの要件</p> <p><u>(1) 保護者の就労等の理由により、保育所等で保育を行うことが必要であると認められること。</u></p> <p><u>(2) 保育所等における集団保育を実施することが適切であると認められること。</u></p> <p><u>(3) 保育所等における受入れ体制が整えられていること。</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>第1 基本的事項</p> <p>1 略</p> <p>2 受入れの要件</p> <p><u>(1) 保護者による医療的ケアの提供のもと、在宅で安定した生活を概ね1年間、送っていること</u></p> <p><u>(2) 病状や健康状態が安定していて、個別保育が主とならず、子ども同士の関わりの中で過ごせること</u></p> <p><u>(3) 保護者の同意のもと、保育所等が主治医や医療機関と連携できること</u></p> <p><u>(4) 児童の日常生活上必要な医療行為であって、看護師等が当該医療行為を行うことに支障がないと主治医が認め、かつ当該看護師等が主治医から指示を受けた医療行為であること</u></p> <p>3～7 略</p>

医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン 2025年3月改定 主な変更点

	改定前	改定後
2 医療的ケアの範囲	<p>第1 基本的事項</p> <p>1 略</p> <p>2 医療的ケアの内容</p> <p><u>『経管栄養』、『喀痰の吸引（口腔・鼻腔内吸引）』及び『導尿』の3行為の実施を基本とする。</u></p> <p><u>（1）『経管栄養』については、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>（ア）食べる機能が弱い時にチューブ等を使って胃に栄養を送る。</u></p> <p><u>（イ）経管栄養法のうち、経鼻胃管、胃ろうを実施する。</u></p> <p><u>（ウ）注入する栄養は、栄養剤のみとする。</u></p> <p><u>（エ）ポンプ等による持続注入の対応については行わない。</u></p> <p><u>（2）『喀痰の吸引（口腔・鼻腔内吸引）』については、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>（ア）唾液の飲み込みや、痰を吐き出す力が弱いと苦しくなるので、医療機器で吸引して取り除く。</u></p> <p><u>（イ）口腔や鼻腔内の分泌物の吸引を行う。</u></p> <p><u>（3）『導尿』については、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>（ア）排尿障害等により自力で排尿が難しい場合に、尿道からカテーテルを挿入して尿を排出する。</u></p> <p><u>（イ）定時の導尿（看護師による導尿）。</u></p> <p><u>（ウ）膀胱留置カテーテルの対応については行わない。</u></p> <p>3～4 略</p>	<p>第1 基本的事項</p> <p>1～2 略</p> <p>3 医療的ケアの内容</p> <p><u>保育所等が提供する医療的ケアの内容は、原則として、医療的ケアの種類により限定するのではなく、利用の可能性を検討する中で、保育所等の人員配置や施設設備の状況から安全な提供が可能であると判断された医療的ケアとする。</u></p> <p>4～7 略</p>

医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン 2025年3月改定 主な変更点

	改定前	改定後
3 受入れの時期	第1 基本的事項 1～3 略 4 受入れ体制 <u>(1) 受入れ時期は、4月1日入所を基本とする。</u>	第1 基本的事項 1～3 略 4 受入れの時期 <u>(1) 受入れの時期は、児童の状態、保育所等の受入れ体制を踏まえ、町田市医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会に設置する通所検討会の意見を参考に、市が判断する。ただし、これらの確認や体制確保等には相応の期間を要するため、4月1日入所を基本とする。</u> <u>(2) 入所後に医療的ケアが必要となった児童の継続通園については、保育所等の受入れ体制を踏まえ、通所検討会の意見を参考に、市が判断する。</u> <u>なお、在籍園の事情により継続通園が困難な場合は(1)に準ずる。</u>
	(2)～(3) 略	5～7 略

医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン 2025年3月改定 主な変更点

	改定前	改定後
4 医療的ケアの実施園	<p>第1 基本的事項</p> <p>1～3 略</p> <p>4 受入れ体制</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>実施園は、公立保育所を基本とする。</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>第1 基本的事項</p> <p>1～4 略</p> <p>5 医療的ケアの実施園</p> <p><u>実施園は、町田市内に所在し、医療的ケア児を安全に受け入れることが可能であると市が認める施設とする。</u></p> <p>6～7 略</p>

医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン 2025年3月改定 主な変更点

	改定前	改定後
5 利用日・利用時間	<p>第1 基本的事項</p> <p>1～3 略</p> <p>4 受入れ体制</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>(3) 保育を行う日及び時間は、平日（月～金曜日）の1日8時間（午前8時30分～午後4時30分）とする。</u></p>	<p>第1 基本的事項</p> <p>1～5 略</p> <p>6 利用日・利用時間</p> <p><u>保育の利用日・利用時間は、実施園の開所日時の範囲内とし、保護者の就労等の状況、児童の状態、保育所等の受入れ体制を踏まえ、通所検討会の意見を参考に市が判断する。</u></p> <p>7 略</p>

医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン 2025年3月改定 主な変更点

	改定前	改定後
6 医療的ケアの実施者	<p>第4 実施園での受入れについて</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>医療的ケアの実施者について</u></p> <p><u>保育中の医療的ケアは基本的に看護師が行うものとする。医療的ケアを主に行うための看護師は、在園児の健康管理を行っている看護師とは別に配置する。</u></p> <p>以下、略</p>	<p>第1 基本的事項</p> <p>1～6 略</p> <p>7 医療的ケアの実施者</p> <p><u>(1) 保育中の医療的ケアは、原則的に看護師が行うものとする。医療的ケアを主に行うための看護師は、在園児の健康管理を行っている看護師とは別に配置する。</u></p> <p><u>(2) 緊急時等やむをえない場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」に規定される喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者として認定された者も特定の医療的ケアを行うことができる。</u></p>

医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン 2025年3月改定 主な変更点

	改定前	改定後
7 対象年齢	第1 基本的事項 1～2 略 3 対象年齢 <u>3歳児クラス以上を基本とする。</u> 4 略	規定なし